

議員提出議案第9号

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年11月21日

提出者	杉並区議会議員	富本卓
	同	渡辺富士雄
	同	小川宗次郎
	同	原田あきら
	同	大和田伸
	同	田中ゆうたろう
	同	今井ひろし
	同	浅井くにお
	同	脇坂たつや
	同	吉田あい
	同	大熊昌巳
	同	井口かづ子
	同	大泉時男
	同	斉藤常男
	同	小泉やすお
	同	山本ひろこ
	同	中村康弘
	同	北明範
	同	川原口宏之
	同	大槻城一
	同	島田敏光
	同	横山えみ
	同	市来とも子
	同	山本あけみ
	同	山下かずあき

同	増	田	裕	一
同	安	齊	あ	き
同	河	津	利	恵
同	山	田	耕	平
同	富	田	た	く
同	金	子	けん	た
同	く	す	や	ま
同	鈴	木	信	男
同	け	し	ば	誠
同	新	城	せ	つ
同	佐	々	木	浩
同	松	浦	芳	子
同	岩	田	い	く
同	藤	本	な	お

杉並区議会議長、井口 かつ子 様

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年杉並区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の30、」を「100分の25、」に、「100分の180」を「100分の155」に、「100分の185」を「100分の163」に改める。

附則第3項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

区議会議員の期末手当の額を改定する必要がある。



杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例		旧 条 例																	
(期末手当)		(期末手当)																	
第8条 略		第8条 略																	
<p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在）における第2条に定める議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合には<u>100分の25</u>、6月に支給する場合には<u>100分の155</u>、12月に支給する場合には<u>100分の163</u>を乗じて得た額に、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）の期間における在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>		<p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在）における第2条に定める議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合には<u>100分の30</u>、6月に支給する場合には<u>100分の180</u>、12月に支給する場合には<u>100分の185</u>を乗じて得た額に、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）の期間における在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">在 職 期 間</th> <th rowspan="2">割 合</th> </tr> <tr> <th>基準日が3月1日又は6月1日である場合</th> <th>基準日が12月1日である場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3月</td> <td>6月</td> <td>100分の100</td> </tr> </tbody> </table>		在 職 期 間		割 合	基準日が3月1日又は6月1日である場合	基準日が12月1日である場合	3月	6月	100分の100	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">在 職 期 間</th> <th rowspan="2">割 合</th> </tr> <tr> <th>基準日が3月1日又は6月1日である場合</th> <th>基準日が12月1日である場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3月</td> <td>6月</td> <td>100分の100</td> </tr> </tbody> </table>		在 職 期 間		割 合	基準日が3月1日又は6月1日である場合	基準日が12月1日である場合	3月	6月	100分の100
在 職 期 間		割 合																	
基準日が3月1日又は6月1日である場合	基準日が12月1日である場合																		
3月	6月	100分の100																	
在 職 期 間		割 合																	
基準日が3月1日又は6月1日である場合	基準日が12月1日である場合																		
3月	6月	100分の100																	

1月15日以上3月未満	3月以上6月未満	100分の60
1月15日未満	3月未満	100分の30

3及び4 略

附 則

1及び2 略

1月15日以上3月未満	3月以上6月未満	100分の60
1月15日未満	3月未満	100分の30

3及び4 略

附 則

1及び2 略

3 平成24年6月に支給する期末手当に関する第8条第2項の規定の適用については、同項中「100分の180」とあるのは、「100分の155」とする。

### 期末手当の改定の概要

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

項 目	改 正 内 容															
期 末 手 当	平成24年度支給月数 <table border="1" data-bbox="485 763 1283 976"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現 行</th> <th>改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td><u>1. 8 0</u></td> <td><u>1. 5 5</u></td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td><u>1. 8 5</u></td> <td><u>1. 6 3</u></td> </tr> <tr> <td>3月期</td> <td><u>0. 3 0</u></td> <td><u>0. 2 5</u></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td><u>3. 9 5</u></td> <td><u>3. 4 3</u></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="432 1016 1369 1088">※ 6月期については、平成24年第1回区議会臨時会で附則を改正し、0.25月分の引下げを行った。</p>	区 分	現 行	改 正	6月期	<u>1. 8 0</u>	<u>1. 5 5</u>	12月期	<u>1. 8 5</u>	<u>1. 6 3</u>	3月期	<u>0. 3 0</u>	<u>0. 2 5</u>	合 計	<u>3. 9 5</u>	<u>3. 4 3</u>
区 分	現 行	改 正														
6月期	<u>1. 8 0</u>	<u>1. 5 5</u>														
12月期	<u>1. 8 5</u>	<u>1. 6 3</u>														
3月期	<u>0. 3 0</u>	<u>0. 2 5</u>														
合 計	<u>3. 9 5</u>	<u>3. 4 3</u>														
施 行 期 日	公布の日から施行する。															

